

伊予市告示第36号

伊予市認知症初期集中支援推進事業実施要綱を次のように定める。

平成30年3月26日

伊予市長 武 智 邦 典

伊予市認知症初期集中支援推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の者及びその家族に対し、早期に関わる認知症初期集中支援チーム(以下「支援チーム」という。)を設置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする伊予市認知症初期集中支援事業(以下「事業」という。)の実施に関して必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は伊予市とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる場合は、認知症疾患医療センター、病院、診療所等の団体に委託することができる。

(支援対象者)

第3条 この事業の支援対象者は、市内に居住し、かつ、在宅で生活する40歳以上の認知症が疑われる者又は認知症の者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 医療サービス又は介護サービスを受けていない者(それらを中断している者を含む。)で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - イ 継続的な医療サービスを受けていない者
 - ウ 適切な介護サービスに結びついていない者
- (2) 医療サービス又は介護サービスを受けているが、認知症の行動及び心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

(設置)

第4条 市長は、市民福祉部に支援チームを設置するものとする。

(支援チームの構成)

第5条 支援チームの構成は、専門職2名以上及び専門医1名以上の認知症初期集中支援チーム員（以下「チーム員」という。）で構成し、チーム員は市長が委嘱又は任命する。

2 専門職は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者
- (2) 認知症ケア又は在宅ケアの実務経験を3年以上有する者
- (3) 国が定める認知症初期集中支援チーム員研修を受講し、必要な知識及び技能を習得した者（以下「研修受講者」という。）又は研修受講者であるチーム員と当該研修の受講内容を支援チーム内で共有する者（市長がやむを得ないと認めた場合に限る。）

3 専門医は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、国が定める認知症サポート医養成研修（以下「認知症サポート医研修」という。）を受講した医師
- (2) 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間において認知症サポート医研修を受講する予定のある医師
- (3) 認知症サポート医研修を受講した医師であって、認知症疾患の診断及び治療に5年以上従事した経験を有し、かつ、認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている医師

(実施体制)

第6条 支援チームは、専門医の指導の下、専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる者若しくは認知症の者又はその家族を訪問することにより、初

期の支援を包括的かつ集中的に行い、自立生活のサポートを行うものとする。

2 支援チームは、認知症疾患医療センター、かかりつけ医等との連携の確保及び情報の共有を図るものとする。

(任期)

第7条 チーム員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のチーム員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第8条 市長は、専門医のチーム員会議への出席、家庭訪問等に対し、報償を支払うものとする。

(事業内容)

第9条 事業内容は次のとおりとする。

(1) 認知症初期集中支援の実施

- ア 訪問対象者の把握
- イ 情報収集及び観察・評価
- ウ 家庭訪問
- エ チーム員会議の開催
- オ 支援方針に沿った支援の実施
- カ 関係機関との連携
- キ 初期集中支援終了後のモニタリング

(2) 支援チームに関する普及啓発

(検討委員会の設置)

第10条 市長は、支援チームの活動状況を検討するため、医療、保健及び福祉に携わる関係者で構成する認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会の議事は、伊予市地域包括支援センター運営協議会において行うものとする。

(個人情報保護)

第11条 この事業に従事する者は、正当な理由がなく、職務上知り得た個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

伊予市認知症地域支援推進員設置要綱

平成30年3月26日

伊予市訓令第22号

(設置)

第1条 地域における医療及び介護の連携並びに市内に居住する認知症である者及びその家族（以下「認知症患者等」という。）に対する支援体制の強化を図るため、伊予市認知症支援推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(推進員)

第2条 推進員は、認知症に係る医療及び介護に関する専門的知識経験を有する者であって、次に掲げる資格を有する職員のうちから市長が任命する。

- (1) 保健師
- (2) 看護師
- (3) 栄養士
- (4) 精神保健福祉士
- (5) 作業療法士
- (6) 社会福祉士
- (7) 介護福祉士

(職務)

第3条 推進員の職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 認知症患者等が必要な医療や介護等のサービスが受けられるようにするための関係機関との連携及び調整等の支援に関すること。
- (2) 認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療及び介護サービスを受けるための工程表をいう。）の作成及び普及に関すること。
- (3) 認知症患者等の支援に関わる関係者に対する研修等の企画、調整及び実施に関すること。
- (4) 地域住民等に対する認知症の正しい理解の普及啓発に関すること。
- (5) 認知症患者等に対する相談支援に関すること。

(6) 前各号に定めるもののほか、認知症患者等に対する支援に関して必要な事項に関する事。

(任期)

第4条 推進員の任期は、任命の日から当該任命の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 推進員に関する庶務は、市民福祉部において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。